

令和7年度

スポーツキャリアサポート支援事業

「スポーツ人材の効果的な活用の在り方に関する調査研究」

(スポーツボランティアへのスポーツ人材の活用に関する基礎的調査研究)

仕 様 書

令和7年6月13日

スポーツ庁 参事官 (民間スポーツ担当)

1 委託事業名

令和7年度スポーツキャリアサポート支援事業「スポーツ人材の効果的な活用の在り方に関する調査研究」（スポーツボランティアへのスポーツ人材の活用に資する基礎的調査研究）

2 事業の目的

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）附則の中で、「スポーツを支える活動に参画することのできる機会」の確保が明示されており、第3期スポーツ基本計画においても、オリパラ東京大会を契機とした「安全・安心に大規模大会を開催できる運営ノウハウの継承」の一つとして「ボランティア等の「ささえる」人材の確保と養成」が明示されている。

スポーツ産業の活性化という面においてスポーツボランティアが重要な役割を期待されているものの、それぞれのスポーツ興行やスポーツチーム運営団体等において手探りで募集、運用しており、組織だったものになっていないのが現状である。

我が国においては近年、「第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）」「ワールドマスターズゲームズ2027 関西」と大規模国際大会の開催が控えており、スポーツボランティア確保の重要性がますます高まっている。

これらを背景として、国内外で開催される大規模国際大会等やプロスポーツ団体主催の興行等において、スポーツボランティアの活用に関する実態、課題、好事例、組織的な活用方法等、また、スポーツボランティアにおいてアスリート人材を活用することの実態、有効性、課題、好事例等を網羅的に調査・分析・考察を行うことにより、今後の我が国におけるスポーツボランティアの在り方の検討の参考に資する。

3 成果物

以下を納品すること。

- ・業務委託事業成果報告書 1部
- ・上記サマリー版 1部
- ・上記、電子媒体（PDF及びWord等のオリジナルデータ） 一式

※形式や内容について双方協議の上作成を行うため、納入期限の1月前には素案を作成し、協議を開始すること。

4 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和8年2月27日（金）

5 委託事業の内容

スポーツボランティアについて、以下の事項の調査・研究等を実施すること。

(1) 国内調査

① スポーツボランティアに関する調査等

国内で開催される大規模国際大会等やプロスポーツ団体主催の興行等に

おけるスポーツボランティアの活用に関する実態、課題、好事例、組織的な活用方法等を網羅的に調査・分析・考察を行い体系的に整理すること。

②アスリート人材活用に関する調査等

スポーツボランティアにおいてアスリート人材を活用することの実態、有効性、課題、好事例等の調査・分析・考察を行い体系的に整理すること。

(2) 国外調査

・スポーツボランティアに関する調査等

国外で開催される大規模国際大会等におけるスポーツボランティアの活用に関する実態、課題、好事例、組織的な活用方法等を網羅的に調査・分析・考察を行い体系的に整理すること。なお、調査国及び調査大会についてはスポーツ庁担当者と相談の上選定すること。

(3) 調査・分析・考察結果のまとめ

上記(1)及び(2)の調査・分析・考察結果について、詳述した本文及びその概要を報告書としてスポーツ庁へ提出する。その際、調査・分析・考察等において参考にした文献についても整理の上、報告書と併せて提出すること。

※調査等については、進捗の共有や調査内容の精査等についてスポーツ庁担当者と打合せを行う機会を設けること。

※調査等に当たっては、受託者において、以下の項目に示すような専門家等から、調査方針・結果等について指導・助言を受けること。なお、助言をうける者の選定についてスポーツ庁担当者と打合せの上決定する事。

①スポーツ政策の専門家・実務者（特に国内外のスポーツボランティアについて、知見を幅広く有している者が望ましい）

②国内のスポーツ以外の分野におけるボランティアに関する専門家・実務者

(4) その他

本事業の推進にあたっては、定期的（隔週以上の頻度）にスポーツ庁との打合せを行い、取組の進捗を共有する。また、毎打合せ時には、打合せの効率性を高めるため、議論するアジェンダを用意し、資料を事前に共有すること。また、打合せには必ず責任者（業務管理者）が同席し、議論した内容について打合せ議事録を作成し、スポーツ庁に提出すること。

6 事業規模

事業規模は9, 172千円（税込）を上限とする。

7 応募者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応募者に求める要求要件は、「(2)要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和7年度スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 実施内容

1-1 業務内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-1-2 偏った業務内容となっていないこと。

1-2 事業方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業の内容、方法が妥当であること。〔方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-2-2 事業の実施・分析を行う方法が妥当であること。

1-3 事業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似事業の経験

- 2-1-1 過去に国の委託事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の事業実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

- 3-1-1 業務従事予定者が過去に類似の事業を実施した実績がある、又は過去に委員会の運営をした実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

* 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。

3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

○スポーツエールカンパニー認定（スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定）

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応札者が選択するものとする。）

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。

8 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

9 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

1 0 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

1 1 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表(375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

1 2 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 3 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 4 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする